



写真－現像処理済み安全写真フィルム－ 保存方法

JIS K 7641 : 2008

(JBPS/JSA)

平成 20 年 1 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 計測計量技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	岡 路 正 博	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
(委員)	石 川 洋 一	社団法人日本電気計測器工業会
	石 崎 法 夫	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	石 野 耕 也	環境省
	市 原 裕	株式会社ニコン
	伊 藤 尚 美	社団法人日本計量機器工業連合会
	大 園 成 夫	東京電機大学
	河 野 嗣 男	首都大学東京名誉教授
	頓 所 達 男	日本精密測定機器工業会
	桧 野 良 穂	独立行政法人産業技術総合研究所
(専門委員)	福 永 敬 一	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 6.12.1 改正：平成 20.1.20

官 報 公 示：平成 20.1.21

原案作成者：社団法人日本婚礼写真協会

(〒116-0011 東京都荒川区西尾久 7-61-11 ダイコロビル TEL 03-5855-3252)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：計測計量技術専門委員会（委員会長 岡路 正博）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	3
3 用語及び定義	3
4 フィルム用包材及び収納箱	5
4.1 一般	5
4.2 ロールフィルム	5
4.3 シート状フィルム及びスライド	6
5 保存庫	7
6 保存室	7
6.1 中期保存室	7
6.2 長期保存室	8
7 環境条件	8
7.1 保存温度及び保存湿度（附属書 D, E 及び F 参照）	8
7.2 空気調節の要件	11
7.3 空気の純度（附属書 C 参照）	11
7.4 光の影響	12
8 耐火保存設備（附属書 J 参照）	12
9 写真フィルムの識別、取扱い及び検査（附属書 A, G 及び H 参照）	13
9.1 識別	13
9.2 取扱い	13
9.3 検査	13
附属書 A（参考）保存目的及び使用目的の区別	14
附属書 B（参考）密封容器の長所及び問題点	15
附属書 C（参考）空気中の浮遊物及び有害気体	16
附属書 D（参考）保存中の湿度	17
附属書 E（参考）保存中の温度	18
附属書 F（参考）温度と相対湿度との関係	19
附属書 G（参考）歴史的価値のある写真フィルム画像	21
附属書 H（参考）ミクロ環境	22
附属書 I（参考）銀画像の劣化	23
附属書 J（参考）火災に対する防護	24
附属書 K（参考）参考文献	25
附属書 JA（参考）JIS と対応する国際規格との対比表	28
解 説	29

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本婚礼写真協会(JBPS)及び財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 7641:1994** は改正されこの規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

写真－現像処理済み安全写真フィルム－保存方法

Imaging materials—Processed safety photographic films—
Storage practices

序文

この規格は、2000年に第1版として発行された ISO 18911:2000 を基に作成した日本工業規格であるが、規格本文で使用されていないアーカイバル保存用フィルムに関する用語を削除するため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書JA** に示す。

写真フィルムは、文書及び画像の記録に重要な材料である。芸術、法律、科学、産業及び歴史の各分野で、現像処理済み写真フィルムの保全に関する情報及び知識が必要なことが、一般に認識されてきている。

公文書館、博物館、図書館、官庁、企業、大学などで用いられている、現像処理済み写真フィルムによる記録は価値が高いので、その寿命を最大限に延ばせるような管理のあり方に、関心が集まっている（参考文献 [1], [2], [3] 参照）。

現像処理済み写真フィルムは、いろいろの要因によって劣化しやすい。その要因は、一般に次の3項目に分類できる。

- a) **写真フィルムの性質** 写真フィルムによる記録の安定性は、写真フィルムの物理的性質及び化学的性質に依存している。記録の保存に適した写真フィルムとしての要件が ISO 18906 に規定されている。記録の保存を目的とする写真フィルムは、その期待できる寿命（life expectancy 以下、“LE” という。）に応じて、国際規格に基づいた分類（ISO 18906 参照）がされている。

写真記録を最良な状態で保存するためには、LE の長い写真フィルムを使用して、この規格に規定する“長期保存条件”で保存することが望ましい。保存用途に適した LE の長い写真フィルムは、ISO 18901 の規定に適合する、ポリエステルベースを用いた銀・ゼラチンフィルムである。

記録材料に対する“アーカイバル”という用語は、従来、“実際に使われている期間の保存”から“永久保存”までの範囲の、いろいろのレベルの意味で使われてきて不明確なので、今後は、規格では使わないこととする。

この規格は、現像処理済みのカラーフィルム、ジアゾフィルム（ISO 18905 参照）、ベシキュラフィルム（ISO 18912 参照）、及び熱現像フィルム（ISO 18919 参照）にも適用する。一般に、これらの写真フィルムの LE は長くないとされているが、中には、優れた保存性能の実績をもつものもある。

- b) **写真フィルムの現像処理** 銀・ゼラチンタイプの黒・白写真フィルムに対して、LE の長さそれぞれに応じた残留チオ硫酸塩及び残留銀塩の最大許容量が、ISO 18901 に規定されている。

ジアゾフィルムに対して、現像処理が適切に行われていることを確認する試験方法が、ISO 18905 に規定されている。ベシキュラフィルムに対しては、現像処理が適切に行われていることを確認する